

令和4年9月1日

お客さま各位

豊田信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の取扱い内容の変更について

平素より豊田信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、2019年10月1日以降に開設された普通預金口座を対象に未利用口座管理手数料を適用させていただいておりますが、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、本手数料の対象範囲を下記の通り変更し、2019年9月30日以前に開設された口座にも適用させていただきます。

当金庫は今後もお客さまへの一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 変更日 令和4年10月1日（土）

2. 変更内容

・未利用口座の対象となる口座

変更前	2019年10月1日以降に開設された普通預金口座。 (総合口座・インターネット支店普通預金を含む。)
変更後	全ての普通預金口座および貯蓄預金口座。 (総合口座・インターネット支店普通預金を含む。)

3. 未利用口座管理手数料の内容

以下①～⑥の全てを満たす口座を対象と致します。	
①	普通預金口座（総合口座、 <u>インターネット支店普通預金を含む。</u> ）および貯蓄預金口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻し（該当口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い口座であること。
③	該当口座の残高が1万円未満であること。
④	同一支店で、他にお預かり金融資産（定期性預金・投資信託・外貨預金・国債等）のお取引がないこと。
⑤	同一支店で、お借入がないこと。
⑥	個人の方は18歳以上であること。
手数料	年間 1,320円（消費税込み）
取扱い内容	・対象となるお客さまには事前に、お届けの住所へお取引状況をお知らせする文書を送付致します。 ・ご案内後、一定期間（約3ヵ月）を経過してもお取引がない場合は、当該口座から本手数料を引き落とします。 ・初回手数料引き落とし以降は、1年ごと最終異動日の応当月に未利用口座の判定を行い、本手数料を引き落とします。

留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・残高が本手数料金額に満たない場合は、残高を本手数料の一部として引き落とした上で該当口座を自動的に解約致します。</li><li>・送付するお知らせ文書が延着しまたは到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。</li><li>・本手数料のご返却および解約された口座の再利用はできません。</li></ul>
---------	---

お取引状況をお知らせする文書に記載の口座をご確認いただき、再度利用していただくか、ご利用の予定がない場合は、口座の不正利用防止の観点からご解約されることをお勧め致します。

ご不明な点は、下記お問い合わせ先またはお取引店までお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>

豊田信用金庫 営業統括部

【電話番号】 0565 - 36 - 1380

【受付時間】 月曜日～金曜日 9：00～17：00（土日祝日、12月31日～1月3日を除く）

以 上